

秋田県告示第78号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第12号に規定する小型いか釣り漁業について、同規則第11条第1項及び第2項に規定する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので公示する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 制限措置の内容

漁業種類の名称	漁具の種類 その他漁業の方法	操業区域	操業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数（隻）	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	いか釣り	秋田県沖合海域	毎年5月1日から翌年2月末日まで	定めなし	5トン以上30トン未満	20	秋田県に住所を有する者
						78	北海道に住所を有する者
						136	青森県に住所を有する者
						9	岩手県に住所を有する者
						1	宮城県に住所を有する者
						4	山形県に住所を有する者
						1	新潟県に住所を有する者
						2	石川県に住所を有する者
						3	福井県に住所を有する者
						3	鳥取県に住所を有する者
						2	佐賀県に住所を有する者
2	長崎県に住所を有する者						

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月12日（火）から同年4月12日（金）まで

3 その他

この告示に係る許可の有効期間は、秋田県に住所を有する者については令和6年5月1日から令和9年4月30日までとし、その他の道県に住所を有する者については令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づく措置の対象者については、令和6年7月1日から令和7年4月30日までとする。